別表十一(十一)の表中「指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額（別表四「41の①」）又は（別表四の二「48の①」＋「49の①」＋「50の①」＋「51の①」）」を「指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額（別表四「45の①」）又は（別表四の二「48の①」＋「49の①」＋「50の①」＋「51の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同第11号及び第13号中「別表四「45」」を「別表四「49」」に改める。

別表十一(十二)の表中「所得又は連結所得の金額（別表四「41の①」）又は（別表四の二「48の①」＋「49の①」＋「50の①」＋「51の①」）」を「所得又は連結所得の金額（別表四「45の①」）又は（別表四の二「48の①」＋「49の①」＋「50の①」＋「51の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同第11号及び第13号中「別表四「45」」を「別表四「49」」に改める。

別表十一(十三)の記載要領第１号中「連結法人が租税特別措置法」を「連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号及び第４号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第11号(1)中「第57条の８第10項」を「第57条の８第９項」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同号(2)中「第57条の８第12項、第13項又は第15項」を「第57条の８第11項、第12項又は第14項」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第四号(1)中「第57条の８第14項又は第16項」を「第57条の８第13項又は第15項」に、「第55条第15項又は第19項」を「第55条第14項又は第18項」に、「、同法」を「、令和２年旧措置法」に、「同法第68条の43第13項」を「令和２年旧措置法第68条の43第13項」に改め、同号(2)中「第57条の８第12項、第14項又は第16項」を「第57条の８第11項、第13項又は第15項」に、「第55条第13項、第17項又は第21項」を「第55条第12項、第16項又は第20項」に、「、同法」を「、令和２年旧措置法」に、「同法第68条の43第11項」を「令和２年旧措置法第68条の43第11項」に改める。

別表十一(十四)の表中「所得基準額（別表四「41の①」－(12)－別表四「27の①」）又は（別表四の二付表「48の①」－(12)－別表四の二付表「35の①」）」を「所得基準額（別表四「45の①」－(12)－別表四「27の①」）又は（別表四の二付表「48の①」－(12)－別表四の二付表「35の①」）」に、「所得基準額（別表四「41の①」－(10)－(12)－別表四「27の①」）又は（別表四の二付表「48の①」－(10)－(12)－別表四の二付表「35の①」）」を「所得基準額（別表四「45の①」－(10)－(12)－別表四「27の①」）又は（別表四の二付表「48の①」－(10)－(12)－別表四の二付表「35の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「連結法人で租税特別措置法」を「連結法人で令和３年旧措置法」に、「で令和３年旧措置法」を「で所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第７号及び第８号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第四号及び第五号中「別表四「43」」を「別表四「47」」に改め、同第六号中「「所得基準額（別表四「41の①」－(12)－別表四「27の①」）又は（別表四の二付表「48の①」－(12)－別表四の二付表「35の①」）」」を「「所得基準額（別表四「45の①」－(12)－別表四「27の①」）又は（別表四の二付表「48の①」－(12)－別表四の二付表「35の①」）」」に改め、同第七号中「又は租税特別措置法」を「又は令和２年旧措置法」に改め、同第八号中「連結法人が租税特別措置法」を「連結法人が令和２年旧措置法」に改め、同第九号及び第十号中「別表四「44」」を「別表四「48」」に改め、同第十一号中「「所得基準額（別表四「41の①」－(10)－(12)－別表四「27の①」）又は（別表四の二付表「48の①」－(10)－(12)－別表四の二付表「35の①」）」(39)」を「「所得基準額（別表四「45の①」－(10)－(12)－別表四「27の①」）又は（別表四の二付表「48の①」－(10)－(12)－別表四の二付表「35の①」）」(39)」に改める。

別表十一(十五)の表中「所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「41の①」）又は（別表四の二付表「48の①」）」を「所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「45の①」）又は（別表四の二付表「48の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「連結法人が震災特例法」を「連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第４号(1)及び第５号において「令和２年旧震災特例法」という。）」に改め、同第11号及び第13号中「別表四「45」」を「別表四「49」」に改め、同第四号(1)中「同日以後に震災特例法」を「同日以後に令和２年旧震災特例法」に改め、同第五号中「連結法人が震災特例法」を「連結法人が令和２年旧震災特例法」に改める。

別表十一(十六)の記載要領第１号中「連結法人が震災特例法」を「連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第３号において「令和２年旧震災特例法」という。）」に改め、同第13号中「第26条の８第３項各号」を「令和２年旧震災特例法第26条の８第３項各号」に改める。

別表十三(一)の記載要領第１号中「又は法」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）」に改め、同第11号中「又は法」を「又は令和２年旧法」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改め、同第13号及び第四号中「又は法」を「又は令和２年旧法」に改める。